

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付いたします。

3 下段の勤務先を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

令和 年 月 日提出 稲城市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)											特別徴収義務者 指 定 番 号 (8から始まる8桁の数字)	8									※市町村ごとに異なります			
			フリガナ											担当者 連絡先	係												
			名 称 (氏 名)												氏名												
			個人番号(右詰め) 又は法人番号														電話										
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日																				
受給者番号	フリガナ				円	月から	月から	円	..	異 動 の 事 由					異動後の未徴収 税額の徴収方法												
	氏 名					月まで	月まで			1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. その他 (事由・理由)	5. 支払少額 6. 支払不定期 7. 解散・合併 8. 死 亡 ↓ 死亡の場合下記 相続人の氏名等 ご記入ください。	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 月分で納入 3. 普通徴収 (本人納付)															
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日																										
個 人 番 号																											
1 月 1 日 現在の住所																											
異動後の住所																											
				◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。																							
一 括 徴 収 の 理 由				徴 収 予 定																							
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため				徴収予定 月 日	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。								氏名		続柄	年										
					円									住所		退職手当											
														電話		円											

◎**転勤(転職)**等による特別徴収届出書

電子での受取を希望する場合は、「税額通知受取方法変更届」も併せてご提出ください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規の場合は番号の記入は不要です)																新規	8								納入書	要	不要	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。		※市町村記入欄
新しい勤務先の所在地								担当者連絡先	係																					
フリガナ									氏名																					
名称									電話		(内)																			
個人番号(右詰め) 又は法人番号													受給者番号 (記載がない場合は、稲城市で受給者番号を設定します)																	

【提出先】 〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地 稲城市役所 課税課市民税係